

平成23年4月

社会福祉法人 長野市社会福祉協議会  
総合計画

計画期間：平成23年4月1日→平成28年3月31日



社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

# 総合計画

計画期間：平成23年4月1日→平成28年3月31日

平成23年4月

ごあいさつ

## 長野市社会福祉協議会の使命

---

地域福祉を推進する中核的団体として、  
誰でも安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

---

この度長野市社会福祉協議会では、組織・事業・財務等の今後のあり方や方策、長野市における地域福祉活動の推進と、誰でも安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、今後5ヶ年にわたる計画(平成23年度～平成27年度)として長野市社会福祉協議会総合計画を策定いたしました。昨今人口の高齢化、少子化などに加え、経済情勢の悪化に伴う失業者の増加や現代型の貧困といった新たな社会福祉における課題が生じてきています。また、長野市においては都市内分権の推進により住民自治協議会が発足し、住民が主体となる新たなまちづくりが模索されています。長野市社会福祉協議会では平成17年1月の5市町村、平成22年1月の3市町村の合併に伴う社会福祉協議会の合併や、放課後子どもプラン推進事業の受託施設数の増加等により職員数が激増するなど、事業規模も大きくなってまいりました。

このような中、職員は改めて社会福祉協議会の果たすべき役割を再認識し、それぞれの部署において地域福祉推進のため活動を行うことが求められています。また、長野市社会福祉協議会の使命に基づき体系的に事業を推進することにより、事業内容がより明確になり、住民の皆様とともに地域福祉を推進する体制を構築することが可能になると確信しています。

本計画を長野市社会福祉協議会の背骨として位置づけるとともに、使命を明確にすることにより行動計画として本計画を実施してまいります。また、長野市地域福祉計画を推進する行動計画的な側面も本計画は持っており、長野市と協働により地域福祉を推進していきます。本計画を推進しこれまで以上に地域住民、福祉関係団体などの皆様と連携・協働し既存の課題や新たな福祉課題に取り組んでいきたいと考えております。

今後、本計画に基づき長野市社会福祉協議会の組織・事業・財務等の経営基盤を整え、さらには協働によるふくしのまちづくりを推し進めていきたいと考えておりますので、関係各位のご協力、ご支援をお願いいたします。

平成23年3月

社会福祉法人長野市社会福祉協議会

会長 立岩 睦秀

## 長野市社会福祉協議会総合計画への期待

---

本総合計画は、長野市社会福祉協議会の使命を確認し、地域住民や、ボランティア、民生委員・児童委員等の関係者、NPO法人、社会福祉法人や行政等の関係諸機関と協働して、明日の地域社会を築いていくための取り組みを明記したものです。そのため、第1に長野市における地域福祉課題を共有し、第2にそれぞれの実践と事業を確認した上で各役割の合意形成を大切に、第3に合意に基づいて具体的な取り組みを提起し、第4にその確実な実行を目指して長野市社会福祉協議会の組織強化を図り、第5に進行管理のための評価システムを明らかにすることに留意しました。

ふりかえって、私は「長野市地域福祉活動計画」(平成13年度～平成22年度10ヶ年計画)から関わらせて頂いています。同計画では、住民の方々の意見をお聞きしたく、地域懇談会やアンケート調査等々を行い、地域が直面する生活課題を明らかにすることに力を注ぎました。毎月のように長野市社会福祉協議会を訪問し、委員の方々と夜遅くまで話し合い、語り合ったことを思い出します。そして、長野市社会福祉協議会は、実施する事業そのものの見直しと再編、事業を実施するシステムと組織自体の強化を図り、住民による評価を大切にして、総合計画の作成に到達できたと思っています。そのための委員の方々のお力と、担当職員の努力は相当のものでした。

今、職員の計画策定能力は向上し、また住民や関係者、市等の関係機関との連携は強まってきたと実感しています。しかし、それ以上に、地域の生活課題は広域化、深刻化、重層化してきました。また、合併により、組織が大きくなり、本計画の理解が組織のすみずみまで、いきわたるために、今後またゆまぬ努力は欠かせません。

なお、3月11日に起こった東日本大震災によって亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りいたします。私も被災地を訪問しましたが、津波で一面の生活がなくなり、また一階が被災した海岸近くの家の二階で生活する方々、避難所で生活なさる方々の状況を見て、言葉を失います。また合併によって、地域のすみずみまで行政が機能していない現実があると思います。復旧に三年、復興にさらに三年とされています。被災者の方々がもつ希望の光を消してはいけません。そして、これからの被災地への継続的支援を通して、私たちが、自分の地域をどのように築いていくのかということを学んでいくことが大切です。被災地支援は、地域社会を築き、明日の日本の姿を描いていくという協働の作業であると考えています。なぜなら、死亡者、行方不明者の方々の数を超える人たちが自殺し、孤立死しています。それぞれの場で、互いに支えあい、生きていくことができ、それぞれが希望を持って生きていくことができる社会づくりの起点として、本計画があることを願っています。

平成23年3月

長野市社会福祉協議会総合計画策定委員会

委員長 市川 一宏

# 目次

はじめに.....	2
1 総合計画策定の背景 .....	3
2 総合計画の目的・趣旨 .....	3
3 総合計画の位置づけ .....	4
4 計画期間 .....	7
5 長野市との協働について .....	8
6 計画策定の体制 .....	8
7 総合計画の体系 .....	10
<b>第1章 長野市社会福祉協議会の使命・理念 .....</b>	<b>17</b>
<b>第2章 事業理念に基づく取り組み .....</b>	<b>21</b>
事業理念1 住民参加・協働による福祉を基盤としたまちづくり .....	22
運営方針ア .....	22
住民参加・協働の中心の場であり、小地域福祉活動推進の基礎組織となっている住民自治協議会が、協議・実践する機能を発揮することができるよう支援するとともに、協働によるまちづくりを実践します。	
運営方針イ .....	26
自発性・自立性・継続性を備えたボランティアの養成・支援を市域及び小地域で行います。	
運営方針ウ .....	30
寄付や地域貢献等の多様な住民参加の仕組みをつくります。	
運営方針エ .....	33
福祉に対する意識を高めるとともに、小地域福祉活動等を実践している多様な団体・住民が連携できる仕組みをつくります。	
運営方針オ .....	35
長野市地域福祉計画に基づき、本会与長野市との役割及び責任を明らかにする中で一体的にまちづくりを進めます。	
事業理念2 利用者本位の福祉サービスの実施 .....	37
運営方針ア .....	37
介護サービス事業等の個別支援事業を地域福祉推進の重要事業として位置づけ、利用者のニーズを受けとめ、利用者が地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう福祉サービスを提供します。	
運営方針イ .....	43
利用者の家族等の身体的及び精神的負担等の改善を図ることができるよう福祉サービスを提供します。	

運営方針ウ	46
福祉ニーズを抱える住民が、福祉サービスを適切に利用することができるよう利用支援に関するサービスを提供します。	
<b>事業理念3 地域の特性を活かした総合的な支援体制づくり</b>	50
運営方針ア	50
個人の福祉ニーズを地域の福祉ニーズとして反映することで、地域住民が支えあう環境をつくれます。	
運営方針イ	52
福祉関係機関・団体をはじめ福祉分野以外で活動する機関・団体等が、個人の福祉ニーズを連携して解決することができるような環境をつくれます。	
運営方針ウ	54
民生児童委員や福祉推進員と連携した身近な地域での支援体制をつくれます。	
<b>事業理念4 地域の福祉ニーズに応じた新たな事業の開発6</b>	56
運営方針ア	56
地域に開かれた組織として、情報公開・発信を行うとともに、住民からの意見を聴く仕組みをつくり、地域の福祉ニーズの評価を行います。	
運営方針イ	59
制度の狭間にある福祉課題を把握し、新たな事業をタイムリーに実施します。	

### 第3章 経営理念に基づく取り組み 63

1 会員・会費体制について	64
2 理事・評議員体制について	68
3 組織体制について	70
4 職員体制の確保について	74
5 財源について	79

### 第4章 総合計画の進行管理について 81

1 総合計画の進行管理について	82
2 事務事業評価の工程について(イメージ)	83
3 進行管理体制について	84
4 評価の段階	85
5 事務事業評価に基づく新たな事業の開発	85

# 目次

資料	87
1 総合計画主要事業一覧表	89
2 総合計画策定委員会規程	97
3 総合計画事務局会議要領	99
4 策定委員会名簿	100
5 策定委員会審議状況	101

# はじめに

1 総合計画策定の背景	2
2 総合計画の目的・趣旨	3
3 総合計画の位置づけ	4
4 計画期間	7
5 長野市との協働について	8
6 計画策定の体制	8
7 総合計画の体系	10



# はじめに

## 1 総合計画策定の背景

### (1) 市町村社会福祉協議会を取り巻く環境の変化

社会福祉基礎構造改革により、平成12年4月には社会福祉法の改正、介護保険制度の施行があり、さらに平成18年4月には障害者自立支援法の施行など、制度・施策が大きく変化してきました。長野市においては、平成17年1月の5市町村、平成22年1月の3市町村の合併に伴い、市町村社会福祉協議会も合併し、組織規模が拡大しています。また、長野市からの外郭団体見直し指針に基づき事業そのものの見直しを迫られる等、長野市社協を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、福祉サービスや活動の担い手についてもNPO法人や民間企業など、地域福祉の担い手が多様化し、社協である、という理由だけで地域福祉の推進ができる状況ではなくなりつつあります。

### (2) 小地域福祉推進基礎組織を取り巻く状況の変化

長野市社協は、社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として様々な活動に取り組んでいます。特に小地域福祉活動の推進においては、地区社会福祉協議会を基礎組織として位置づけ、支援や連携体制を強化してきました。しかし、都市内分権推進の一環として平成22年度より住民自治協議会の活動が本格化する中、地区社会福祉協議会も住民自治協議会への再編、移行が進んでいます。このように地区における推進基盤が変化する中、長野市社協が地区社会福祉協議会と築いてきた関係を、住民自治協議会との間で再構築する必要が生じています。

### (3) 地域福祉推進に関する各計画を取り巻く状況の変化

長野市では、行政計画である「長野市地域福祉計画」と民間の行動計画である「長野市地域福祉活動計画」を策定し地域福祉を推進してきました。長野市社協は、平成13年度に策定された「長野市地域福祉活動計画」推進の中心的役割を担ってきました。この計画は平成17年6月に策定された「長野市地域福祉計画」に先駆け策定され、牽引する役割も果たしてきました。しかし、策定期間がずれたこともあり本来地域福祉計画に盛り込まれるべき理念や体制等についても盛り込まれる等、内容に重複がみられました。そのため住民等からは「両計画の違いが見えにくい。」といった声もありました。

また、長野市地域福祉活動計画の中心的役割を担い、長野市地域福祉計画を行政と協働して推進する立場である長野市社協が、両計画において果たすべき役割や責任を明確にする必要も生じてきました。

#### (4)長野市社会福祉協議会組織の変化

長野市社協職員は平成16年4月846名から平成22年4月1,177名に増加しました。これは、合併による規模の拡大と放課後子ども健全育成事業関係の受託事業の増加によるものです。その結果、事業そのものが細分化され、様々な職種や雇用形態の職員が生まれています。そのような中、「各事業所等の所属職員としての意識はあるが、社協職員としての意識が持ちにくい。」といった状況も起きています。長野市社協職員としての自覚や目標・目的が持ちにくくなっている中、使命や理念の共有化や明確化が求められています。また、長野市社協が住民から信頼され、支持される組織となるためにも事業の透明性を確保する必要があります。

#### (5)新たな社会福祉課題の発生

平成20年リーマンショック以来、経済情勢の悪化等に伴い、失業者の増加や現代型の貧困といった問題が年々増加しています。従来地域福祉推進では考えられなかった、「新しい福祉課題」がテーマとして数多く上がってきており、これらに柔軟に対応できる、現代型地域福祉推進の体制づくりが求められています。

## 2 総合計画の目的・趣旨

本計画は、長野市社協の果たすべき使命を明らかにし、その使命を達成するための基盤となる理念や今後の方向性、具体的な取り組みを示した長野市社協独自の計画です。

### ○ 長野市社会福祉協議会の使命を明確にする

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。しかし、住民からは介護保険事業への参入や合併、都市内分権等による地区社会福祉協議会の再編等により「社協」という存在がわかりにくくなっています。また、職員数が多くなり、職種や雇用形態が多様化し社協職員としての共通理念や自覚が持ちにくくなっています。そこで、社協職員としての共通理念や自覚をもてる環境を醸成し、今後、長野市社協が住民から信頼され、支持される組織となるために、果たすべき「社協の使命」を明確にします。

○ **使命を達成するための方向性や取り組みを明確にする**

「社協の使命」を達成するための方向性を明らかにし、具体的な取り組みとして主要事業を計画に位置づけます。この主要事業については、単年度の事業計画にも反映させ展開していきます。

○ **長野市における地域福祉推進の役割を明確にする**

長野市社協は、民間の行動計画である「長野市地域福祉活動計画」(平成13年度～平成22年度の10ヶ年計画)の策定・推進にあたって中核的な役割を果たしてきました。また、行政計画である「長野市地域福祉計画」(平成17年度～平成22年度の6ヶ年計画)についても市と協働して策定・推進をしてきました。しかし、各計画を長野市社協としてどのように位置づけ、推進していくかについて明確になっていない部分がありました。今後は長野市社協の独自の計画の中で、長野市地域福祉計画を推進する取り組みを明確に位置づけ、実行していきます。

○ **組織・事業・財務についてのあり方を明確にする**

使命や役割を果たすためには、長野市社協の組織、事業及び財務全般にわたり推進体制を確立することが必要です。今まで、長野市社協の組織や財源確保等について総合的に検討し方向性等を明確にすることができていませんでした。本計画の策定にあたっては、経営理念を明確にし、組織や財務についてのあり方や、今後の方向性について明確化します。

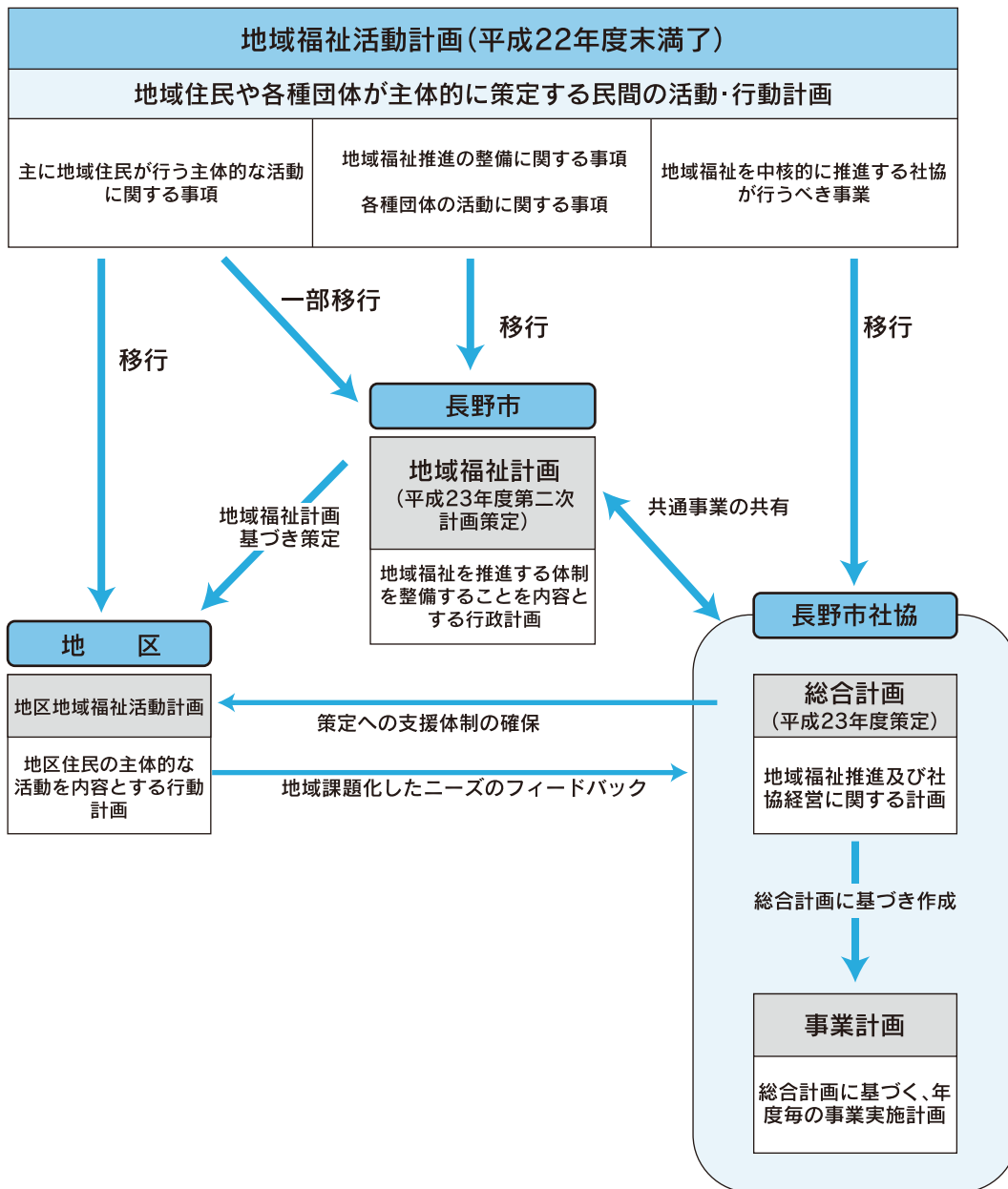
### **3 総合計画の位置づけ**

本計画は、長野市社協の果たすべき使命を明らかにし、その使命を達成するための基盤となる理念や今後の方向性、具体的な取り組みを示した長野市社協独自の計画として位置づけます。行政計画として策定されている長野市地域福祉計画との関係については、地域福祉を推進する計画として理念を共有し、長野市社協が担い手として長野市地域福祉計画を具現化する取り組みを本計画に位置づけます。

また、地区において策定が進められている地区地域福祉活動計画については、策定を通じ把握された課題について、解決に向け検討や事業化していく計画として位置づけます。

長野市地域福祉活動計画については、平成13年度～平成22年度の10ヶ年計画として計画期間が満了しました。今回新たな計画としての策定はせず、発展的に解消し、その理念・行動内容は、本計画及び長野市地域福祉計画の中に移行しました。

<長野市地域福祉活動計画の発展的解消に伴う移行イメージ>



## <長野市社協総合計画と第二次長野市地域福祉計画の対照表>

	長野市社協総合計画	第二次長野市地域福祉計画
策定主体	長野市社協	長野市
内 容	長野市社協の組織・事業・財務等のあり方及び地域福祉推進のための計画	地域福祉を推進する体制の整備に関する行政計画
期 間	平成23～27年度	平成23～27年度
性 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市社協の組織・事業・財務等の具体的な取り組みを明確化しているもの</li> <li>・地域福祉計画に基づき長野市社協が主体となり取り組む事項を事業化したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市における地域福祉推進の指針となる計画であり、各行動主体の活動指針をそれぞれ明確にしている</li> </ul>
共通する事項	行動主体及び推進体制における長野市社協の位置づけの明確化	

\* 行動主体とは地域福祉推進を担う個人・団体等を指し、具体的には長野市、長野市社協、福祉サービス事業者、住民等を指す。

## <関連する各種計画>

### ○第二次長野市地域福祉計画

内 容	地域福祉を推進する体制を整備することを内容とする行政計画
策定主体	長野市
計画期間	平成23年4月～平成28年3月(5ヶ年計画)
基本理念	一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、認め合い、支え合いながら、共に生きていく地域社会
概 要	「一人ひとりの思いを受けとめ、福祉サービスや支え合い活動を充実する」、「一人ひとりの思いをつなげ、さまざまな担い手が連携できる仕組みをつくる」、「地域福祉を推進するための基盤をつくる」を基本目標とし、今後の施策推進の方針・目標を盛り込む。

#### ○地区地域福祉活動計画

内 容	地区独自の課題に応じた住民の主体的な支え合い活動を、長野市地域福祉計画の趣旨に基づき策定する行動計画
策定主体	各地区
計画期間	地区独自で設定
基本理念	地区独自で設定

#### ○長野市地域福祉活動計画

内 容	地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画
策定主体	長野市社協を中核とした民間団体・個人
計画期間	平成13年4月～平成23年3月 (平成22年度末満了。本計画により発展的に解消する。)
概 要	長野市地域福祉活動計画の理念・目標・活動は、それぞれ地域福祉計画及び総合計画に分割し、発展的に解消する。

#### ○長野市外郭団体見直し指針に基づく(社福)長野市社会福祉協議会の対応(経営計画)

内 容	平成18年に長野市が示した外郭団体見直し指針に伴い、長野市社協の今後の取り組みについて計画
策定主体	長野市社協
概 要	外郭団体見直し指針により示された次の項目への対応を記載。 ①介護サービス部門の縮小、②高齢者等外出支援サービスの地区社会福祉協議会への移管、③生きがいデイサービス事業の見直し、④児童館等管理運営事業の見直し、⑤人件費コスト削減、⑥退職手当積立に対する補助金の見直し、⑦施設の無償貸付の見直し

## 4 計画期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日の5ヶ年とします。なお、他の関連する計画との整合を図りながら、計画期間中の評価を踏まえたうえで必要な見直しを行います。

## 5 長野市との協働について

長野市と長野市社協は協働により地域福祉を推進します。今回、長野市においては第二次地域福祉計画を策定し、また、長野市社協では社協運営（組織・事業・財務等）と地域福祉推進の本計画を同時期に策定しました。この2つの計画に基づき、両輪として今後の地域福祉を推進していきます。長野市社協においては直接長野市が行うことが難しい事業等をより効果的に取り組み、長野市から補助金等の財源的な支援を受けながら住民参加を推進し、協働して地域福祉を推進します。

## 6 計画策定の体制

### （1）総合計画策定委員会

組織外の意見を活かし、広く地域福祉推進を行うための組織体制の確保のため、有識者10名による策定委員会を設置し、計画の素案の審議、意見具申を行いました。

### （2）事務局会議

長野市社協組織全体で協議・検討を行うため、全課（総務課・地域福祉課・介護サービス課）による事務局会議を設置し、原案の作成、現状把握・課題分析を行いました。

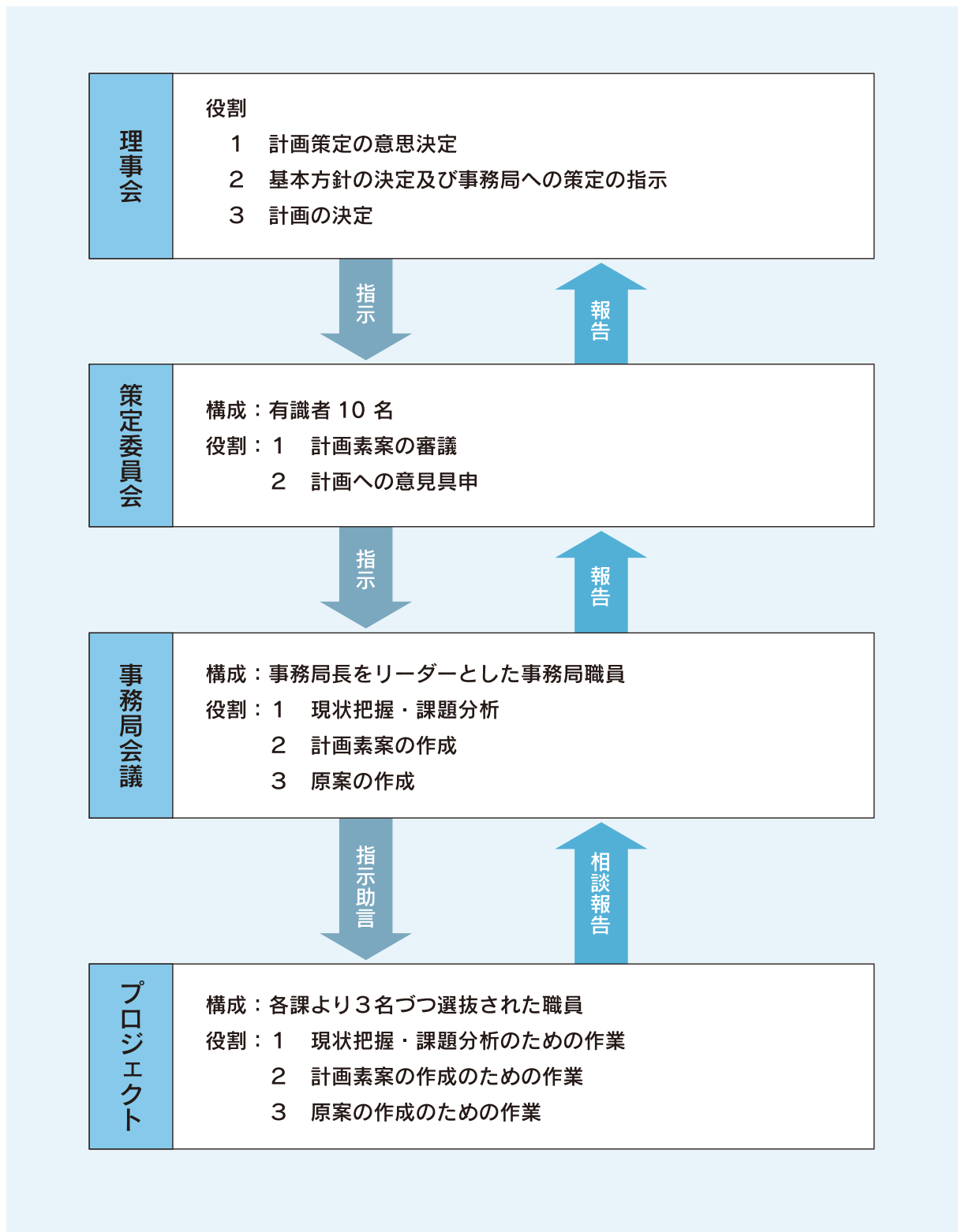
### （3）事務局プロジェクト

事務局会議の下にプロジェクトを設置し、原案作成のための作業、現状把握・課題分析のための作業を行いました。このプロジェクトは、各課から3名ずつ担当者を選抜し、長野市社協内の様々な業務を担う職員により組織されました。

### （4）計画の素案づくり

職員アンケート、職員研修等を通じて職員からの意見を踏まえ、延べ6回の策定委員会において審議、意見具申をいただいたものを素案としてまとめました。策定に係るプロジェクトでの作業は一週間に1回定期的に行い述べ62回にわたり作業を重ねたものを事務局会議において検討してきました。

<総合計画策定の流れと役割イメージ図>





# 7 総合計画の体系

## 事業理念

事業理念  
1

住民参加・協働による福祉を

## 運営方針

### 運営方針 ア

住民参加・協働の中心の場であり、小地域福祉活動推進の基礎組織となっている住民自治協議会が、協議・実践する機能が、発揮する事ができるよう支援するとともに、協働によるまちづくりを実践します。

### 運営方針 イ

自発性・自立性・継続性を備えたボランティアの養成・支援を市域及び小地域で行います。

## 基本施策

### 1-ア-01

住民自治協議会との協働関係の構築

### 1-ア-02

住民自治協議会への支援

### 1-ア-03

地域福祉ワーカーへの支援

### 1-イ-01

ボランティア活動拠点の整備

### 1-イ-02

地域を活動エリアとするボランティアの養成

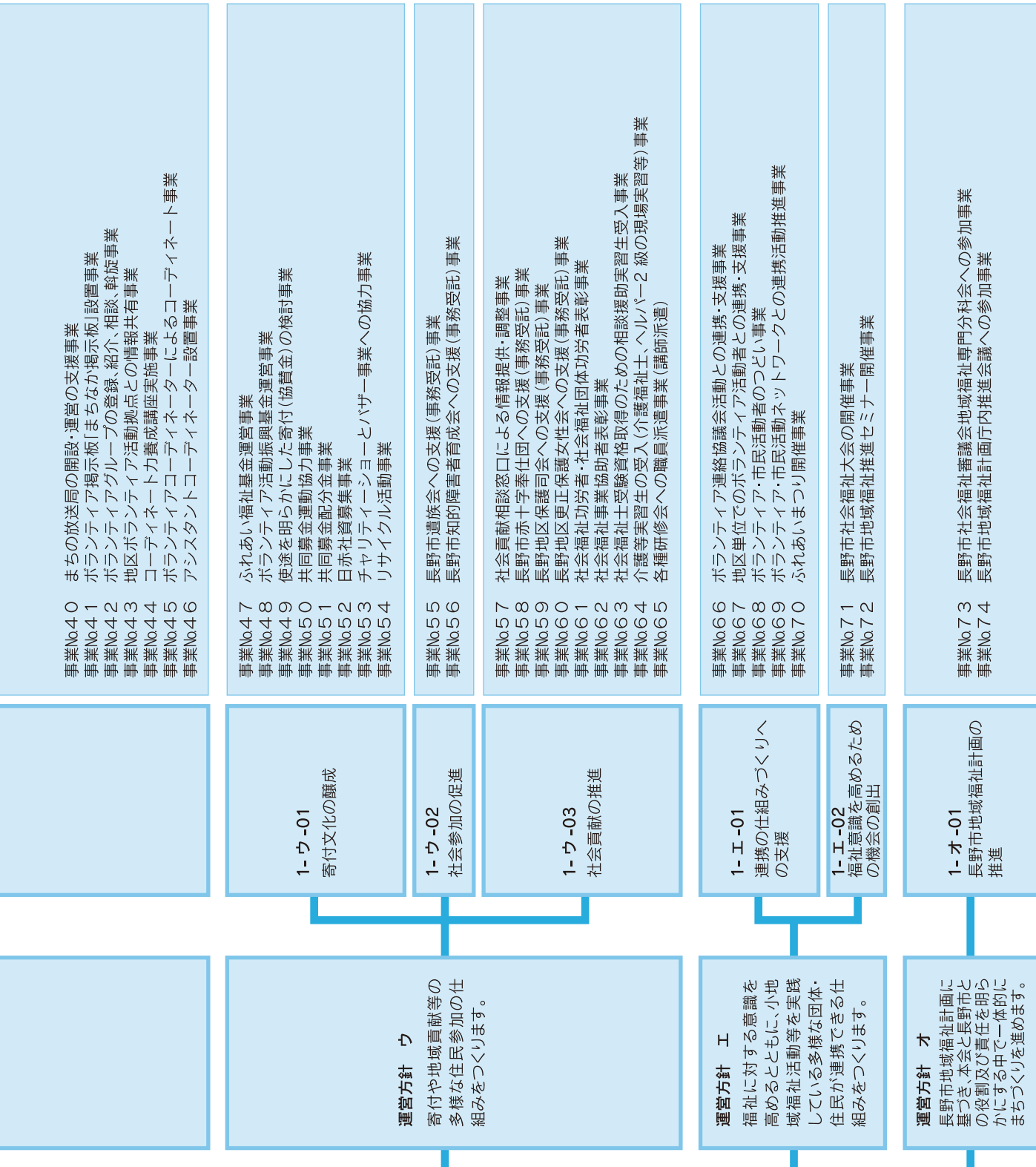
### 1-イ-03

多様性のあるボランティアの養成

## 主要事業

- 事業No.1 住民自治協議会福祉関係部会関係者情報交換会開催事業
- 事業No.2 住民自治協議会福祉関係事業事務担当者会議開催事業
- 事業No.3 地区担当制による職員派遣等の支援事業
- 事業No.4 住民自治協議会が行う地域福祉活動に関する実態調査事業
- 事業No.5 福祉のまちづくりを進めるための実践事業
- 事業No.6 小地域福祉懇談会事業助成事業
- 事業No.7 生活改善運動推進事業
- 事業No.8 あそび場整備事業
- 事業No.9 社会を明るくする運動推進事業
- 事業No.10 活動計画策定及び進行管理をテーマとした研修会開催事業
- 事業No.11 各地区の活動計画を取りまとめた冊子の作成事業
- 事業No.12 災害時要援護者支援に関する研修会開催事業
- 事業No.13 災害時要援護者支援体制づくりマニキュアル作成事業
- 事業No.14 住民福祉活動に関する情報紙・事例集の作成事業
- 事業No.15 地域福祉ワーカー専門研修事業
- 事業No.16 地域福祉ワーカー連絡調整会議(市厚生課主管事業)への職員派遣事業
- 事業No.17 コーディネーターネットワーク会議の開催事業
- 事業No.18 地区のボランティア活動拠点整備への支援事業
- 事業No.19 まちの縁側づくり事業
- 事業No.20 ボランティアセンターネットワーク会議の開催事業
- 事業No.21 ボランティア活動への会場提供事業
- 事業No.22 ボランティア活動機材の貸し出し事業
- 事業No.23 ボランティア保険の普及・加入促進事業
- 事業No.24 ボランティアセンター運営委員会の設置・運営事業
- 事業No.25 ボランティアセンター利用者会議の開催事業
- 事業No.26 住民自治協議会・公民館と連携した地域課題対応ボランティアの開発・養成事業
- 事業No.27 地域でのボランティア活動体験による担い手養成事業
- 事業No.28 サマーチャレンジボランティア事業
- 事業No.29 福祉教育・ボランティア学習普及校の指定及び支援事業
- 事業No.30 傾聴ボランティアの養成及び傾聴電話活動事業
- 事業No.31 音訳ボランティアの養成及び音訳活動事業
- 事業No.32 パソコン点訳ボランティアによる点訳サービス事業
- 事業No.33 スノーバスターズプロジェクト推進事業
- 事業No.34 ボランティア活動開発研究プロジェクト事業
- 事業No.35 園芸福祉によるボランティア活動の養成事業
- 事業No.36 ずばら工房活動実施事業
- 事業No.37 ボランティア活動振興事業助成金の充実事業
- 事業No.38 資金・人材ニーズの登録、仲介、開発事業
- 事業No.39 ホームページ「ボランティアネットワーク」運営事業

# 基盤としたまちづくり



事業理念

事業理念  
2

利用者本位の福祉

運営方針

運営方針ア

介護サービス事業等の個別支援事業を地域福祉推進の重要事業として位置づけ、利用者のニーズを受けとめ、利用者が地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう福祉サービスを提供します。

運営方針イ

利用者の家族等の身体的及び精神的負担等の改善を図ることができよう福祉サービスを提供します。

基本施策

2-ア-01  
利用者のニーズを受けとめる組織づくり

2-ア-02  
介護サービス事業の充実

2-ア-03  
指定管理等受託事業の充実

2-イ-01  
介護者の孤立化防止の取組み

2-イ-02  
介護負担軽減の取組み

主要事業

事業No.75 職員ニーズ調査事業  
事業No.76 利用者ニーズ調査事業

事業No.77 居宅介護支援事業  
事業No.78 訪問介護事業  
事業No.79 訪問入浴介護事業  
事業No.80 訪問看護事業  
事業No.81 通所介護事業  
事業No.82 短期入所生活介護事業  
事業No.83 認知症対応型通所介護事業  
事業No.84 認知症対応型共同生活介護事業  
事業No.85 障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)事業  
事業No.86 長野市移動支援サービス事業  
事業No.87 生きがいデイサービス事業(受託事業)  
事業No.88 援助老人サービス事業(受託事業)  
事業No.89 難病患者ホームヘルパー派遣事業(受託事業)  
事業No.90 身体障害者及び難病患者入浴派遣事業(受託事業)  
事業No.91 介護予防支援業務の受託(介護給付)サービス事業

事業No.92 老人福祉センター管理経営事業  
事業No.93 高齢者生きがいづくり事業(老人福祉センター)  
事業No.94 高齢者「元氣かいふく」事業(老人福祉センター)  
事業No.95 ホランティアコア・デイネット事業(老人福祉センター)  
事業No.96 ホランティア講座の開催事業(老人福祉センター)  
事業No.97 相談事業(老人福祉センター)  
事業No.98 ふれあい福祉センター管理経営事業  
事業No.99 児童館・児童センター・放課後子どもプラザの管理経営事業  
事業No.100 高齢者生活福祉センター受託事業  
事業No.101 高齢者共同生活支援施設受託事業

事業No.102 在宅介護者リフレッシュのつどい事業  
事業No.103 介護者のつどい事業  
事業No.104 男性介護者のつどい事業  
事業No.105 介護者向けの情報紙発行事業  
事業No.106 介護者意識調査事業

事業No.107 るすばん介護支援事業  
事業No.108 介護支援事業関係機関連絡会開催事業

# サービスの実施

## 運営方針

福祉ニーズを抱える住民が、福祉サービスを適切に利用することができようよう利用支援に関するサービスを提供します。

### 2-ウ-01 相談支援・利用支援サービスの充実

- 事業No.109 成年後見制度利用支援相談窓口開設事業
- 事業No.110 実務者支援(ケース相談・アドバイサーの派遣等)事業
- 事業No.111 専門職調整会議開催事業
- 事業No.112 検討委員会開催事業
- 事業No.113 日常生活自立支援事業
- 事業No.114 暮らしのあんしんサービス事業
- 事業No.115 ふれあいダイヤケア事業
- 事業No.116 生活福祉資金貸付事業
- 事業No.117 助け合い資金貸付事業
- 事業No.118 災害見舞金事業
- 事業No.119 法外援護事業

### 2-ウ-02 総合相談機能の充実

- 事業No.120 きぼう相談事業
- 事業No.121 法律相談事業
- 事業No.122 福祉総合相談事業

### 2-ウ-03 地域と利用者に密着した相談体制

- 事業No.123 指定介護予防支援事業(包括支援センター)
- 事業No.124 包括的支援事業(包括支援センター)
- 事業No.125 在宅介護に関する総合相談事業(在宅介護支援センター)
- 事業No.126 高齢者実態把握調査事業(在宅介護支援センター)
- 事業No.127 介護予防教室事業(包括支援センター・在宅介護支援センター)
- 事業No.128 介護者教室事業(包括支援センター・在宅介護支援センター)
- 事業No.129 安心ネット推進事業(総合相談調整会議)
- 事業No.130 長野圏域介護保険事業者連絡協議会支援(事務受託)事業
- 事業No.131 民生児童委員協議会、福祉推進員研修会等への参加事業
- 事業No.132 フレッシュ情報(長野市介護保険調整配信)への情報掲載事業

**事業理念**

事業理念<sup>3</sup>  
**地域の特性を活かした  
 総合的な支援体制づくり**

**運営方針**

**運営方針ア**  
 個人の福祉ニーズと地域の福祉ニーズとを反映することで、地域住民が支えあう環境をつくります。

**運営方針イ**  
 福祉関係機関・団体をはじめ福祉分野以外で活動する機関・団体等が、個人の福祉ニーズを連携して解決することができると環境をつくります。

**運営方針ウ**  
 民生児童委員や福祉推進員と連携した身近な地域での支援体制をつくります。

事業理念<sup>4</sup>  
**地域の福祉ニーズに  
 応じた新たな事業の開発**

**運営方針ア**  
 地域に開かれた組織として、情報公開・発信を行うとともに、住民から意見を聴く仕組みをつくり、地域福祉ニーズの評価を行います。

**運営方針イ**  
 制度の狭間にある福祉課題を把握し、新たな事業をタイムリーに実施します。

**基本施策**

**3-ア-01**  
 住民参加による支えあ  
 い活動の推進

**3-イ-01**  
 福祉ネットワーク構築  
 の推進

**3-ウ-01**  
 民生児童委員活動への  
 支援

**3-ウ-02**  
 福祉推進員活動への支  
 援

**4-ア-01**  
 広報広聴活動の充実

**4-イ-01**  
 組織内の福祉課題把握  
 体制の確立

**主要事業**

事業No.133 地域たすけあい事業  
 事業No.134 配食サービス事業(受託事業)

事業No.135 信州暮らしの支え合いネットワーク事業への協力・参加事業  
 事業No.136 長野市有償在宅福祉サービスコーディネーター会議実施事業  
 事業No.137 見守り活動に関する事例の情報提供事業  
 事業No.138 長野ブロックポランティア・市民活動交流研究会への協力・参加事業  
 事業No.139 長野ブロック社会福祉協議会職員研修への協力・参加事業

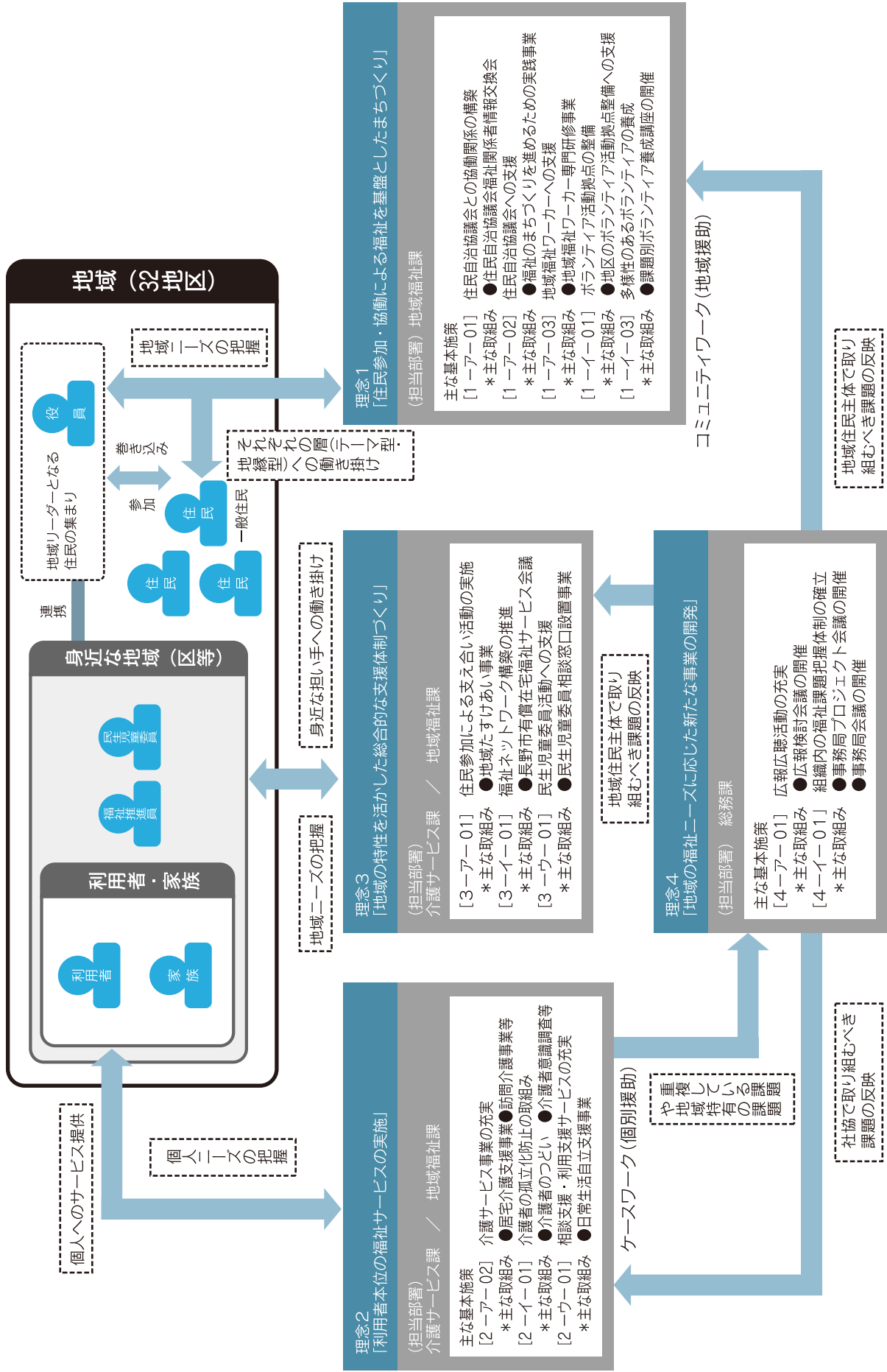
事業No.140 長野市民生児童委員協議会への支援(事務受託)事業  
 事業No.141 民生児童委員活動相談事業

事業No.142 福祉推進員活動に対する助成事業  
 事業No.143 福祉推進員地区別研修会開催事業  
 事業No.144 福祉推進員全体研修会開催事業  
 事業No.145 福祉推進員活動の手引き作成事業  
 事業No.146 福祉推進員活動事例集作成事業

事業No.147 広報検討会議の開催事業  
 事業No.148 ふくしなかの発行事業  
 事業No.149 長野市社協の案内パンフレット作成事業  
 事業No.150 児童館だより発行事業  
 事業No.151 老人福祉センターだより発行事業  
 事業No.152 ポランティアかわらばん発行事業  
 事業No.153 ホームページ開設・運営事業  
 事業No.154 事業ごとの各種パンフレット等の作成・配布事業  
 事業No.155 社協版「みどりのはがき」事業(仮称)  
 事業No.156 苦情解決事業

事業No.157 事務局プロジェクト会議の設置・運営事業  
 事業No.158 事務局会議の設置・運営事業

# 事業理念から見る社協事業の相関図





## 第1章 長野市社会福祉協議会の使命・理念





## 第1章 長野市社会福祉協議会の使命・理念

### 使 命

長野市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰でも安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

### 理 念

長野市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の事業・経営理念に基づき事業を展開します。

#### 事業理念1 住民参加・協働による福祉を基盤としたまちづくり

##### 運営方針

- ア** 住民参加・協働の中心の場であり、小地域福祉活動推進の基礎組織となっている住民自治協議会が、協議・実践する機能を発揮することができるよう支援するとともに、協働によるまちづくりを実践します。
- イ** 自発性・自立性・継続性を備えたボランティアの養成・支援を市域及び小地域で行います。
- ウ** 寄付や地域貢献等の多様な住民参加の仕組みをつくります。
- エ** 福祉に対する意識を高めるとともに、小地域福祉活動を実践している多様な団体・住民が連携できる仕組みをつくります。
- オ** 長野市地域福祉計画に基づき、本会と長野市との役割及び責任を明らかにする中で一体的にまちづくりを進めます。

#### 事業理念2 利用者本位の福祉サービスの実施

##### 運営方針

- ア** 介護サービス事業等の個別支援事業を地域福祉推進の重要事業として位置づけ、利用者のニーズを受けとめ、利用者が地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう福祉サービスを提供します。
- イ** 利用者の家族等の身体的及び精神的負担等の改善を図ることができるよう福祉サービスを提供します。
- ウ** 福祉ニーズを抱える住民が、福祉サービスを適切に利用することができるよう利用支援に関するサービスを提供します。

### **事業理念3** 地域の特性を活かした総合的な支援体制づくり

#### **運営方針**

- ア** 個人の福祉ニーズを地域の福祉ニーズとして反映することで、地域住民が支えあう環境をつくれます。
- イ** 福祉関係機関・団体をはじめ福祉分野以外で活動する機関・団体等が、個人の福祉ニーズを連携して解決することができるような環境をつくれます。
- ウ** 民生児童委員や福祉推進員と連携した身近な地域での支援体制をつくれます。

### **事業理念4** 地域の福祉ニーズに応じた新たな事業の開発

#### **運営方針**

- ア** 地域に開かれた組織として、情報公開・発信を行うとともに、住民からの意見を聴く仕組みをつくり、地域の福祉ニーズの評価を行います。
- イ** 制度の狭間にある福祉課題を把握し、新たな事業をタイムリーに実施します。

### **経営理念1** 地域住民に分かりやすい機能的な組織体制の確立

#### **経営方針**

- ア** 民間団体としての主体的な経営判断を行う組織体制を構築します。
- イ** 地域住民に分かりやすい、地域に開かれた組織体制を確立します。
- ウ** 専門性の高い、地域住民から信頼される職員を育成するなど、適切な人事管理を行います。

### **経営理念2** 健全な財政運営の実現

#### **経営方針**

- ア** 自主財源の確保のため、寄付金、共同募金配分金などの「民間財源」の確保に努めます。また、会費制度の導入、協賛会費制度の導入等、現在行われていない自主財源確保の方策を検討します。
- イ** 自主事業（介護サービス事業等）について、継続的かつ安定的な財政運営に努めます。
- ウ** 公共性と民間性をあわせ持つ団体として健全経営に努めるとともに、行政とのパートナーシップを構築し、公共性のある民間団体として、行政施策の補完となるような事業展開を行政とともに構築し、必要に応じて公費財源の確保について行政と協議します。
- エ** 外郭団体見直し指針を受けて作成した、長野市社会福祉協議会経営計画について、信州新町社会福祉協議会・中条村社会福祉協議会との合併など社会情勢が変化してきていることなどを踏まえながら、柔軟に計画を推進していきます。